

入院時食事療養費

当院は、入院時食事療養費 (I)・入院時生活療養 (I) の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

70 歳未満	70 才以上の高齢者	標準負担額(1食あたり) (1日3食を限度)	
一般 (下記いずれにも該当しない方)	一般 (下記いずれにも該当しない方)	510 円	
低所得者 II (住民税非課税)	低所得者 II (※1)	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	240 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	190 円
該当なし	低所得者 I (※2)	110 円	
低所得者 II に該当しない小児慢性特定疾病又は指定難病患者	低所得者 I、II に該当しない指定難病患者	300 円	

※1 低所得者 II： 世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者 I」以外の方

※2 低所得者 I： 世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に 0 円になる者あるいは、老齢福祉年金受給権者

2025 (令和 7 年) 年 4 月